

平成30年7月豪雨の被災者に対する医療費等一部負担金の
免除対象期間の延長に関する請願

標記請願を受理したので議会に付議する。

令和元年6月24日

呉市議会議長 森 本 茂 樹

紹介議員 奥 田 和 夫

2019年6月18日

呉市議会議長 森 本 茂 樹 様

平成30年7月豪雨の被災者に対する医療費等一部負担金の免除対象期間の延長に関する請願

【請願主旨】

豪雨災害の被災者支援や防・減災対策に日夜取り組んでおられる貴職をはじめ広島県の職員の皆様に敬意を表し、お礼申し上げます。

さて、西日本を襲った豪雨災害からまもなく1年になります。この豪雨災害の被害は、広島県23市町全域におよび、災害救助法適用地域も9市4町にのびました。広島県内の犠牲者は災害関連死も含めて133人、5人が未だ行方不明のままです。1万3,750棟にのぼる住宅が被災し、「応急仮設住宅」、「みなし仮設住宅」などの仮設住宅に入居されている方は合わせて1,200世帯を超えています。また、自宅での生活でも修繕が行き届かず、不便な生活を余儀なくされている方も多くいます。

この間、広島県においても災害救助法や被災者生活再建支援制度などに基づき被災者支援がすすめられてきました。これは今も継続され、被災者の心の支えであるだけでなく、再び被災地での生活を取り戻そうとする住民のみなさんの生活再建への大きな後押しとなっています。

しかし、被災から1年が経過しようとしています。被災者のみなさんの生活再建は途上であり、被災者のみなさんの長期にわたる心労と身体への負担の蓄積など、看過できる状況にありません。こうした中で6月までの医療・介護費の減免適用は被災者の命綱でした。しかし、この措置が7月以降も延長される方針を聞いておりません。昨年の酷暑を思い起こせば、今夏も深刻な状況となることが懸念されます。医療費の窓口負担免除が継続することは被災者支援にとって、たいへん有意義な措置となります。

国はこれまでも、被災者支援策について自治体から必要性を訴える声があれば、対応を検討する旨繰り返し表明してきました。被災したみなさんの実情と必要性を踏まえ、国に対して以下の事項を要望していただくとともに独自に延長することを示すよう、緊急に要請致します。

【請願項目】

1. 国と県に対して医療費等の窓口一部負担金等の免除を本年7月以降も延長し、そのための財政支援を自治体に行うことを求めること。
2. 自治体で独自に本年7月以降も延長できるような措置を行うこと。

請願者

広島県民主医療機関連合会 会長 佐々木 敏 哉
広島市南区出汐1丁目3-16

災害被災者支援と災害対策改善を求める広島県連絡会（略称：広島県災対連）

代表世話人 池 上 忍（自由法曹団広島支部）

代表世話人 加 賀 茂（広島県商工団体連合会）

代表世話人 森 真理子（新日本婦人の会広島県本部）

広島市東区光町2-9-24-205 県労連内